

午前九時〇〇分開会

午前九時〇〇分開議

○議長（鈴木基次君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、平成28年美浜町議会第3回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、9番、田淵議員、10番、中西議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題にします。

事務局長から別紙会期予定表を説明します。

○事務局長（北裏典孝君） 説明します。

平成28年美浜町議会第3回定例会会期予定表。

本日、9月13日・火曜日、本会議、1番、会議録署名議員の指名、2番、会期の決定、3番、諸報告、4番、全議案の提案理由説明、終了後、各常任委員会を開催します。

9月14日・水曜日、本会議、一般質問。

9月15日・木曜日、本会議、一般質問。

9月16日・金曜日、本会議、議案審議。

9月17日・土曜日、休会。9月18日・日曜日、休会。9月19日・月曜日、休会。いずれも閉庁でございます。

9月20日・火曜日、本会議、議案審議。

9月21日・水曜日、本会議、議案審議。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） お諮りします。

本定例会の会期は事務局長説明のとおり、本日から9月21日までの9日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月21日までの9日間に決定します。

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条の規定によって、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

本定例会に提出された議案は、お手元に配付していますが、事務局長から報告します。

○事務局長（北裏典孝君） 報告します。

報告第1号 平成27年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、

議案第1号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合格約の変更について、議案第2号 工事請負契約の変更について、議案第3号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第3号）について、議案第4号 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第5号 平成28年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第6号 平成28年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第7号 教育委員会教育長の任命について、議案第8号 教育委員会委員の任命について、認定第1号 平成27年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成27年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成27年度美浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成27年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成27年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 平成27年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 町長提出案件は以上です。

本日までに受理した請願書は、お手元に配付しました文書表のとおりです。

請願第1号 ひまわりこども園における防災対策に関する請願書は、総務産業建設常任委員会に付託します。

報告します。

議員派遣の件についての派遣結果の報告については、お手元に配付のとおりです。

次に、教育委員会から平成28年度美浜町教育委員会点検評価報告書が提出されています。お手元に配付のとおりです。

次に、平成27年度決算審査報告について、監査委員から報告を受けます。10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） それでは、平成27年度決算審査意見書を読み上げます。

審査の概要、審査を行いました期日は、平成28年7月8日、同じく8月10日、8月22日、8月23日、8月24日でございます。

審査対象は、1つ、平成27年度美浜町一般会計、2つ目は、平成27年度美浜町国民健康保険特別会計、3つ目が、平成27年度美浜町農業集落排水事業特別会計、4つ目が、平成27年度美浜町公共下水道事業特別会計、5つ目が、平成27年度美浜町介護保険特別会計、6つ目が、平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計、7つ目が、平成27年度美浜町水道事業会計の7つでございます。

次に、概要としましては、地方自治法第233条第2項及び同条第5項の規定により、平成27年度美浜町一般会計歳入歳出決算、特別会計5会計及び水道事業会計の決算等にかかわる審査の結果について報告します。

平成27年度中に実施した例月出納検査・定期監査・随時監査等の結果を参考にしながら、関係諸帳簿並びに諸書類を照査の上、審査を実施しました。

一般会計について。

平成27年度一般会計の決算額は、歳入42億55,266,597円、歳出40億523,148円で、平成26年度に比較して、歳入で12.25%、歳出で10.96%、それぞれ増加をしております。

歳出面におきましては、執行率92.04%で、明許繰越額として12,979千円、予算に対する不用額は1億15,788,852円、2.66%であり、前年度より0.5%増加している。

財政収支の状況で、決算状況は歳入歳出差引額2億54,743,449円の剰余金が生じております。翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費12,979千円、これを差し引いた実質収支は2億41,764,449円で、単年度収支は65,273,109円です。

次に、財政指標について、財政構造の弾力性を測定する比率に使われる経常収支比率は88.3%、26年度は94.8%でした。

また、実質収支比率については10.3%、前年度7.8%で2.5ポイント増加しております。

次に、公債費比率は5.8%、公債費負担比率9.6%については財政運営上、適正数値であり良好です。

次に、国民健康保険特別会計。

平成27年度国民健康保険特別会計の決算は、歳入12億65,169,283円、歳出12億7,337,986円で、前年度に比較して、歳入額は13.89%、歳出額は13.48%増加しております。

歳入歳出の差引額（実質収支額）は57,831,297円です。

歳入の19.77%を占める保険税では、前年度に比べ19.03%増加しております。不納欠損額として、41件、2,486,600円を処分しております。

次に、農業集落排水事業特別会計は、平成27年度における歳入決算額は1億86,313,840円、歳出は1億86,298,540円で、前年度に比較して、歳入で14.09%、歳出は13.29%、それぞれ減少しております。歳入歳出差引額は15,300円、明許繰越額15,300円で、実質収支額は0円です。

なお、水洗化率については、和田処理区で加入者戸数890戸、水洗化戸数827戸、水洗化率は92.9%です。また、入山・上田井地区においては、加入者戸数429戸うちの水洗化戸数374戸で、水洗化率は87.2%となっております。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、平成27年度における歳入決算額は2億61,973,778円、歳出が2億58,323,778円、前年度に比較して、歳入で1.53%、歳出は3.03%、それぞれ増加しております。

歳入歳出差引額は3,650千円、明許繰越額3,650千円で、実質収支額は0円です。

なお、松原処理区の水洗化率については、供用開始戸数1,521戸、水洗化戸数1,099戸で水洗化率は72.3%です。

次に、介護保険特別会計は、平成27年度における歳入決算額は8億12,271,776円、歳出8億1,230,445円、前年度に比較して、歳入は1.35%、歳出は1.89%、それぞれ減少しております。

歳入歳出差引額（実質収支額）は11,041,331円となっております。

歳入の約19%を占める保険税では、前年度に比べ2.18%増加しております。

不納欠損額として、17件、421,645円を処分しております。

後期高齢者医療特別会計は、平成27年度における歳入決算額は1億99,522,297円、歳出1億98,561,597円で、前年度に比較して、歳入で1.56%、歳出で1.49%、それぞれ減少しております。

歳入歳出の差引額（実質収支額）は960,700円となっております。

歳入の29.24%を占める保険税では、前年度に比べ7.42%の減少です。

次に、水道事業会計。

水道事業収益は、決算額1億42,122,332円で、その内訳は営業収益1億23,795,494円、営業外収益18,326,838円です。

収益的支出については、水道事業費用額は1億31,533,661円で、その内訳は営業費用1億15,618,661円、営業外費用15,889,300円、特別損失25,700円です。

資本的収入については、予算額2億1,540千円に対し、決算額は15,838,200円です。

資本的支出は、決算額49,008,288円で、執行率は16.09%です。

また、資本的収入が資本的支出に不足する額33,170,088円については、過年度分損益勘定留保資金9,682,931円、当年度分損益勘定留保資金22,111,957円、当年度消費税資本的収支調整額1,375,200円で補填をしております。

次に、営業収益が1億14,666,423円、営業費用の合計が1億13,705,399円で、差し引き営業利益は961,024円です。

また、営業外収益では受取利息439,337円、雑収益5,984,499円、長期前受金戻入12,635,531円、それから、支払利息9,628,100円、雑支出111,858円を差し引きすると、経常利益は10,280,433円、その他特別損失25,700円を計上しておりますので、当年度純利益は10,254,733円の黒字となっております。

また、年度末の未処分利益剰余金は58,799,441円となっております。

以上、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書

は、法令に基づいて調製されており、計数は関係帳簿及び証拠書類等と照合した結果、計数的に正確であり、内容も正当なものです。

結びに、平成27年度の一般会計の実質収支は2億41,764,449円の黒字となっております。また、各特別会計及び水道事業会計についても黒字決算となっております。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は88.3%で、前年度から6.5ポイント改善されております。

財政調整基金残高は、平成27年度末で13億43,235,348円となっており、前年度と比較して若干ではございますが、3,224,954円増加しております。

以上のことから、各指標を見る限り、財政状況は好転しているように思われますが、町税を初めとする自主財源の大きな伸びが期待できない反面、高齢者人口の増加等に伴う社会保障費の増加、さらに地震津波の防災減災対策の強化、公共施設の老朽化に伴う整備等、今後の財政需要は一段と増大するものと予想されます。

今後とも、自主財源の確保と常に厳しいコスト意識を持って、効率性・効果性の観点から事務事業の改善に努めるなど、財政規律と投資のバランスを図りながら健全な財政運営に努められたいと思います。

平成27年度決算に係る財政健全化審査・経営健全化審査意見書です。

審査の概要。

審査期日は平成28年8月24日。

審査対象は、平成27年度決算に係る健全化判断比率と平成27年度決算に係る資金不足比率です。

概要は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率・資金不足比率等にかかわる審査の結果について報告します。

町長から提出されました健全化判断比率・資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

健全化判断比率。

実質赤字比率。

平成27年度一般会計歳入歳出決算においては、赤字はなく、実質収支額が2億41,764,449円の黒字であることから、実質赤字比率は発生しておりません。

なお、早期健全化基準の15%は、標準財政規模に対する赤字額の割合を言います。

次に、連結実質赤字比率。

一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計の各会計における平成27年度決算においては、それぞれ赤字もしくは資金不足はなく、これらを連結させた場合、5億23,120千円の黒字であることから、連結実質赤字比率は発生しておりません。

なお、早期健全化基準は20%です。

次に、実質公債費比率。

一般会計における公債費や特別会計・一部事務組合に係る公債費負担をもって算出された平成27年度決算に係る実質公債費比率については6.8%となっており、早期健全化基準の25%と比較しますと、これを大きく下回っております。

次に、将来負担比率は、一般会計が実質的に負担することとなる地方債残高や退職手当支給予定額などをもって算出された平成27年度決算に係る将来負担比率については42.4%となっており、早期健全化基準の350%と比較すると、これを大きく下回っております。

資金不足比率につきましては、農業集落排水事業特別会計並びに公共下水道事業特別会計、水道事業会計の各会計における平成27年度決算においては、いずれも資金不足はなく、よって資金不足比率は発生しておりません。

農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計では過不足なし、水道事業会計では2億11,523千円の資金剰余となっております。

なお、経営健全化基準は20%です。

以上、審査に付された健全化判断比率・資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めます。

平成27年度の財政健全化判断比率において実質赤字比率及び連結赤字比率はともになく、また実質公債費率及び将来負担率はともに早期健全化措置が要求される基準値を大幅に下回っており、国が示す基準をクリアしております。

しかし、財政健全化判断比率はあくまで財政状況を示す目安にすぎず、従来からの経常収支比率なども含め、早期健全化基準に近づかない財政運営を推進していく必要があります。

経営健全化審査における対象会計は、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計の3会計で、いずれの会計においても資金不足はなく、事業の経営は健全な状態となっております。今後とも経営健全化基準に近づかない経営を推進していく必要があります。

以上のことから、健全で安定的な財政運営を維持できるよう、最少の経費で最大の効果が得られるよう、費用対効果を念頭に置いて行財政運営を推進し、住民福祉の向上に一層の努力を求めます。

以上で、報告を終わります。

○議長（鈴木基次君） これで、諸報告を終わります。

日程第4 全議案の提案理由説明を求めます。町長。

○町長（森下誠史君） おはようございます。平成28年美浜町議会第3回定例会に提案いたしました報告1件、議案8件、認定7件について提案理由を申し上げます。

まず、報告第1号は、平成27年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

財政の健全性に関する指標を公表し、全国一律の基準に照らし合わせて、もし基準を超

えれば、再生を図るための計画策定が義務づけられるものでございます。

平成27年度の決算の結果、当町では実質赤字比率、連結実質赤字比率はいずれも赤字はなく、実質赤字比率は発生してございません。

また、実質公債費比率につきましては6.8%、将来負担比率につきましては42.4%となり、早期健全化団体基準を大きく下回っております。

次に、平成27年度決算に係る資金不足比率でございますが、当町での対象会計は、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計の各会計で、平成27年度決算においては、いずれも資金不足は発生していませんので、資金不足比率は発生してございません。

議案第1号は、和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更についてでございます。

和歌山県市町村総合事務組合の事務のうち、常勤職員の退職手当に関する事務について、紀南環境衛生施設事務組合が平成29年4月1日から共同処理したい旨の通知がありましたので、規約の変更について議会の議決をお願いするものでございます。

議案第2号は、工事請負契約の変更についてでございます。

6月議会で契約について議決をいただいた町道吉原上田井線改良工事について、農業用水門1基の移設が必要となったことから、契約額を増額するに当たり議会の議決をお願いするものでございます。

議案第3号は、平成28年度美浜町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億8,876千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を39億80,275千円とするものでございます。

まず、7ページの歳入から主なものをご説明申し上げますと、地方特例交付金は、平成28年度分の算出において額が確定されました分の追加でございます。

地方交付税の減額は、財源調整によるものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金はマイナンバー制度関連の補助、消防費国庫補助金については、松原地区高台津波避難場所整備の補助金が決定したものでございます。

県支出金、県補助金、総務費県補助金は、きのくに防犯カメラ設置補助金、9ページの県委託金、教育費県委託金は、松洋中学校が文部科学省の課題解決に向けた主体的・協働的な学びの推進事業の指定を受けたことによるものでございます。

寄附金、一般寄附金につきましては、ふるさと納税分として5,000千円を見込んでございます。

雑入につきましては、各種補助金等の精算によるものでございます。

最後に、町債でございますが、今回三尾場外離着陸場実施設計費を再度計上いたしましたので、緊急防災・減災事業債を再度計上いたします。

また、松原地区高台津波避難場所整備事業の予算が増額となりますので、充当する起債

も増額するものでございます。

また、庁舎増築に係る起債について、より借り入れ条件が有利な和歌山県振興資金が借りられる見通しとなりましたので、充当する起債を振りかえいたします。

11ページの臨時財政対策債は、発行可能額確定による追加でございます。

次に、13ページからの歳出でございますが、主なものを申し上げます。

まず、ところどころ職員手当の追加がありますが、全て超過勤務手当の追加でございます。

総務費、総務管理費では、一般管理費でふるさと納税に対する返礼品、事務手数料を一括して計上してございます。

企画費では、クヌッセン機関長殉難60年を前に、遺徳顕彰会への補助金等を計上いたしました。

電子計算費につきましては、来年7月から始まるマイナンバーの情報連携に向けて、テストデータをやりとりする費用等でございます。

諸費は、前年度の補助金の精算による償還金でございます。

15ページの消防費、災害対策費では、まず1点目として、防災行政無線の修繕料、2点目として、避難ビルに指定した美浜合同宿舎の備品購入費、3点目として、三尾場外離着陸場実施設計費で、これにつきましては、地震・津波対策特別委員会において、改めて孤立解消を初めとするその必要性また財源の確保等についてご説明し、私の公約でもあり、三尾地区からの長年の強い要望を受けていることから、三尾場外離着陸場については、ぜひとも実現したいという思いで再計上してございます。4点目が松原地区高台津波避難場所整備事業の補助金決定による増額でございます。

教育費では、歳入で申し上げましたように、松洋中学校が文部科学省の課題解決に向けた主体的・協働的な学びの推進事業の指定を受けましたので、関係経費を計上してございます。ひまわりこども園の備品購入費、ほかの追加などもございます。

また、3ページで第2表 地方債の追加、廃止、変更についても、あわせて計上してございます。

議案第4号は、平成28年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ10,100千円の追加をお願いいたしまして、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億36,995千円とするものでございます。

議案第5号は、平成28年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回お願いいたします補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ9,029千円を追加して、補正後の歳入歳出予算の総額を8億53,167千円とするものでございます。

議案第6号は、平成28年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ961千円の追加をお願いいたしまして、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億87,654千円とするものでございます。

議案第7号は、教育委員会教育長の任命についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、新しい教育長は、町長が議会の同意を得て任命するとなっております。

また、新しい教育長の任期は3年でございます。

現在、教育長として町の教育行政の振興に努められています古屋修氏の教育委員としての任期が9月30日までとなっておりますので、今回初めて町長が教育長を任命することになります。

私といたしましては、引き続き古屋氏を教育長にお願いしたいとの考えから、今回、議会の同意をお願いすべく議案を提案するものでございます。

議案第8号は、教育委員会委員の任命についてでございます。

現在、美浜町教育委員をお願いしています美浜町三尾382番地、岡本和能氏の任期が本年9月30日までとなっております。

岡本氏は、平成24年10月に教育委員会委員に任命させていただき、今日まで町の教育行政に積極的に取り組まれ、ご活躍いただいております。

このたび任期を迎えるに当たり、岡本氏を再度教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

認定第1号は、平成27年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて認定をお願いするものでございます。

認定第2号 平成27年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成27年度美浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成27年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成27年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上5件につきましても、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて認定をお願いするものでございます。

次に、認定第7号 平成27年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて認定をお願いするものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました報告1件、議案8件、認定7件について、一括して提案理由を申し上げました。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

したがって、本日はこれで散会します。

午前九時四十一分散会

再開は、あす14日午前9時です。

この後、各常任委員会を開催します。